

議案第 32 号

城里町職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

城里町職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 6 月 3 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 7 年 月 日

令和7年城里町条例第 号

城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年城里町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第3項」を「前3項」に、「第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中」を「及び前2項中」に改める。

第15条第1項中「その他規則で定める者」の次に「（第15条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第15条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	現 行
第1条～第8条の2 (略) (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 (略) 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を扶養するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 (略) 4 <u>前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。</u>この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>及び前2項中「小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための処置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。	第1条～第8条の2 (略) (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 (略) 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を扶養するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 (略) 4 <u>第3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。</u>この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）

5 (略)

第9条～第14条 (略)

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第15条の3第1項において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

(介護時間)

第15条の2 (略)

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための処置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

第9条～第14条 (略)

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

(介護時間)

第15条の2 (略)

(追加)

<u>(勤務環境の整備に関する措置)</u> <u>第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u> (以下略) <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。</u>	(追加) (以下略)
--	--------------------------

議案第 33 号

城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例について

城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 6 月 3 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 7 年 月 日

令和7年城里町条例第 号

城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年城里町条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項中「10,800」を「12,200」に改め、同表選挙会立会人の項中「8,900」を「10,100」に改め、同表投票管理者の項中「12,800」を「14,500」に、「10,900円」を「12,300円」に改め、同表投票立会人の項中「10,900」を「12,400」に、「5,450円」を「6,200円」に、「9,300円」を「10,500円」に、「4,650円」を「5,250円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,300」を「12,800」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,600」を「10,900」に、「4,800円」を「5,450円」に改め、同表開票管理者の項中「10,800」を「12,200」に改め、同表開票立会人の項中「8,900」を「10,100」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後					現 行				
(本則及び附則 略)					(本則及び附則 略)				
別表 (第2条, 第4条関係)					別表 (第2条, 第4条関係)				
職名	区分	報酬額	旅費の額 (相当する職)	備考	職名	区分	報酬額	旅費の額 (相当する職)	備考
(略)					(略)				
選挙長	1回 に付	<u>12,200</u>	〃		選挙長	1回 に付	<u>10,800</u>	〃	
選挙会立会人	〃	<u>10,100</u>	〃		選挙会立会人	〃	<u>8,900</u>	〃	
投票管理者	日額	<u>14,500</u>	〃	投票時間を 2時間繰り 上げたとき <u>12,300円</u>	投票管理者	日額	<u>12,800</u>	〃	投票時間を 2時間繰り 上げたとき <u>10,900円</u>
投票立会人	〃	<u>12,400</u> ただし、投票立会 従事時間7時間未満 のものにあつては <u>6,200円</u>	〃	投票時間を 2時間繰り 上げたとき <u>10,500円</u> ただし、投票立会従事 時間6時間未満のもの にあつては <u>5,250円</u>	投票立会人	〃	<u>10,900</u> ただし、投票立会 従事時間7時間未満 のものにあつては <u>5,450円</u>	〃	投票時間を 2時間繰り 上げたとき <u>9,300円</u> ただし、投票立会従事 時間6時間未満のもの にあつては <u>4,650円</u>
期日前投票所の投票管理者	〃	<u>12,800</u>	〃		期日前投票所の投票管理者	〃	<u>11,300</u>	〃	
期日前投票所の投票立会人	〃	<u>10,900</u> ただし、投票立会	〃		期日前投票所の投票立会人	〃	<u>9,600</u> ただし、投票立会	〃	

		従事時間7時間未満のものにあつては <u>5,450円</u>					従事時間7時間未満のものにあつては <u>4,800円</u>		
開票管理者	1回に付	<u>12,200</u>	〃		開票管理者	1回に付	<u>10,800</u>	〃	
開票立会人	〃	<u>10,100</u>	〃		開票立会人	〃	<u>8,900</u>	〃	
(略)					(略)				
附 則 この条例は、公布の日から施行する。									

議案第 34 号

城里町税条例の一部を改正する条例について

城里町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 6 月 3 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 7 年 月 日

令和7年城里町条例第 号

城里町税条例の一部を改正する条例

城里町税条例（平成17年城里町条例第49号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く装置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこ1本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
 - (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
 - (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の城里町税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。
(町民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

- 3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の城里町税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申請書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7

の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、城里町税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 城里町税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

城里町税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	現 行
目次 （略） 第 1 条～第17条まで （略） （公示送達） 第18条 法第20条の 2 の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を城里町公告式条例（平成17年城里町条例第 3 号）第 2 条に規定する掲示場に<u>掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く装置をとることによってするものとする。</u></u> 第18条の 2 （略） （納税証明事項） 第18条の 3 <u>施行規則第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</u> 第18条の 4 ～第34条 （略） （所得控除） 第34条の 2 所得割の納税義務者が法第314条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、<u>配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、</u>	目次 （略） 第 1 条～第17条まで （略） （公示送達） 第18条 法第20条の 2 の規定による公示送達は、城里町公告式条例（平成17年城里町条例第 3 号）第 2 条に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u> 第18条の 2 （略） （納税証明事項） 第18条の 3 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</u> 第18条の 4 ～第34条 （略） （所得控除） 第34条の 2 所得割の納税義務者が法第314条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、<u>配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額</u>

前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第34条の3～第36条 （略）
（町民税の申告）

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において

が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

第34条の3～第36条 （略）
（町民税の申告）

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～10 (略)

第36条の3 (略)

(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町

2～10 (略)

第36条の3 (略)

(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年

内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

第36条の4～第151条 (略)

附 則

第1条～第16条の2 (略)

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本

金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

第36条の4～第151条 (略)

附 則

第1条～第16条の2 (略)

(追加)

に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が 0.35 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこ１本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.2 グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの 20 本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1 号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第 2 号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に 0.1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第 1 項第 1 号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ（第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

(以下略)

(以下略)

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各

号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 16 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 4 条の規定 令和 8 年 4 月 1 日

(2) 第 18 条及び第 18 条の 3 の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の城里町税条例（以下「新条例」という。）第 18 条の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（町民税に関する経過措置）

第 3 条 新条例第 34 条の 2 及び第 36 条の 2 第 1 項ただし書の規定は、令和 8 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第 36 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第 36 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出する新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の城里町税条例（以下「旧条例」という。）第 36 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申請書については、なお従前の例による。

4 新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 203 条の 6 第 1 項に規定す

る公的年金等（同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。
以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条
例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、施行日
前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 36 条の
3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第 4 条 次項に定めるものを除き、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施
行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則
第 16 条の 2 の 2 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において
同じ。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に、城里町税条例第 92
条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行わ
れた加熱式たばこに係る同条例第 94 条第 1 項の製造たばこの本数は、
同条第 3 項及び新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定にかかわらず、次に
掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 城里町税条例第 94 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ
（新条例附則第 16 条の 2 の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。
次号において同じ。）の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの
本数

(2) 新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定により換算した紙巻たばこの
本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合に
は、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 35 号

城里町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

城里町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙の
とおり定める。

令和 7 年 6 月 3 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 7 年 月 日

令和 7 年城里町条例第 号

城里町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
城里町認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成31年城里町条例第13号）の
一部を次のように改正する。

第 3 条の表中「城里町大字小勝748番地」を「城里町大字小勝1400番地」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 7 月 22 日から施行する。

城里町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 後	現 行								
第1条・第2条 （略） （名称及び位置） 第3条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。	第1条・第2条 （略） （名称及び位置） 第3条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。								
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>城里町ななかいこども園</td><td>城里町大字小勝1400番地</td></tr></table>	名称	位置	城里町ななかいこども園	城里町大字小勝1400番地	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>城里町ななかいこども園</td><td>城里町大字小勝748番地</td></tr></table>	名称	位置	城里町ななかいこども園	城里町大字小勝748番地
名称	位置								
城里町ななかいこども園	城里町大字小勝1400番地								
名称	位置								
城里町ななかいこども園	城里町大字小勝748番地								
第4条～第13条 （略） 附 則 （略） 附 則 <u>この条例は、令和7年7月22日から施行する。</u>	第4条～第13条 （略） 附 則 （略）								

議案第36号

工事変更請負契約の締結について

次のとおり工事変更請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１７年城里町条例第４６号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 契約の目的 | 令和6年度 道の駅かつら移転事業 造成工事 |
| 2 | 変更による増額 | 2, 3 1 0, 0 0 0円
(内消費税額2 1 0, 0 0 0円) |
| 3 | 変更後契約金額 | 1 8 1, 6 1 0, 0 0 0円
(内消費税額1 6, 5 1 0, 0 0 0円) |
| 4 | 契約の相手方 | 茨城県東茨城郡城里町栗3 3 9－2
桐原・金長特定建設工事共同企業体

構成員1（代表者）茨城県東茨城郡城里町栗3 3 9－2
株式会社 桐原工務店
代表取締役 桐原 耕一
構成員2 茨城県東茨城郡城里町下坪1 6 6 8－2
株式会社 金長設備工業
代表取締役 金長 英樹 |
| 5 | 契約の方法 | 随意契約 |

令和7年 6月 3日 提出

城里町長 上遠野 修

令和7年 月 日

工事変更請負契約の締結について
(令和6年度道の駅移転事業造成工事 変更概要図)

議案第36号説明資料

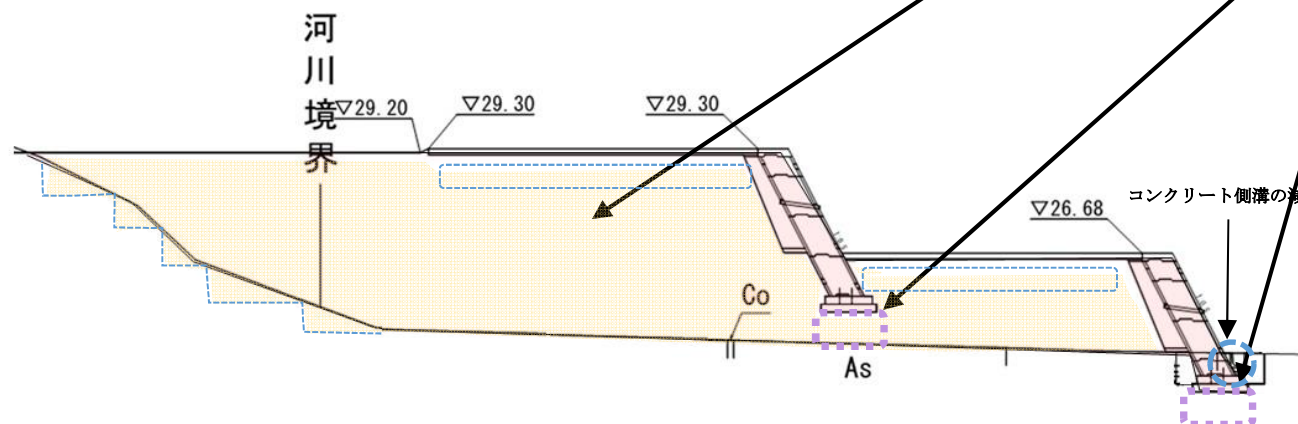
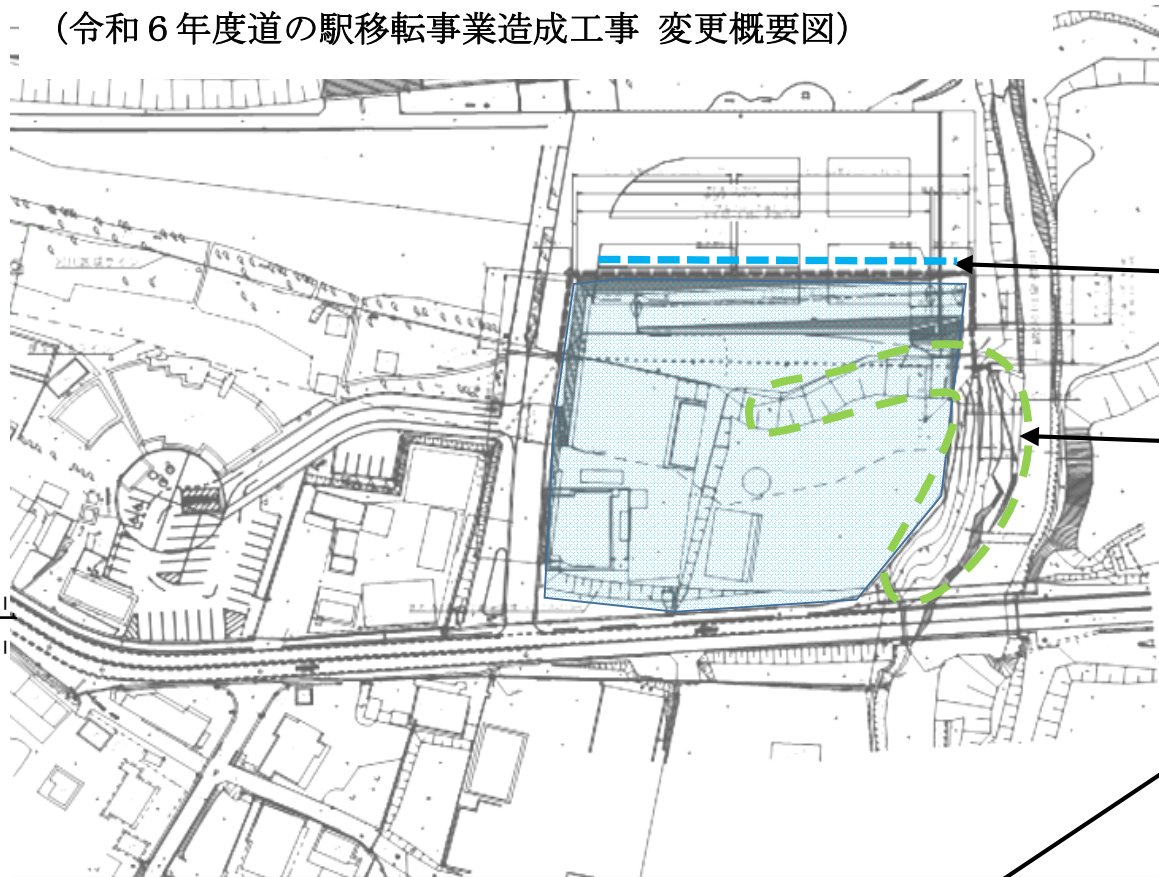
主な減額箇所

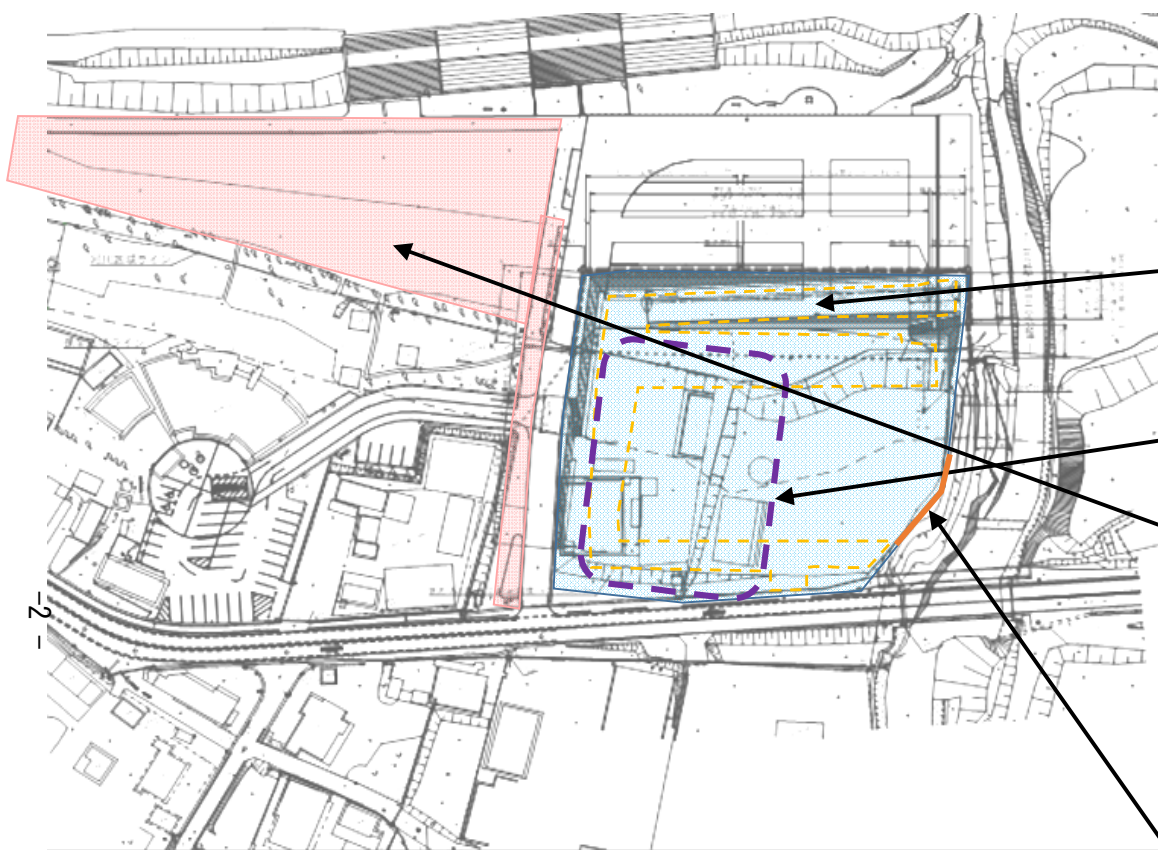
排水構造物工
コンクリート側溝削除等による減額

取壊し処分工
伐木除根処分数量減による減額

盛土関係
土の工事間流用実施による減額

擁壁工
砕石置換工削除等による減額





主な増額箇所

路盤工

施工厚・面積等の変更による増額

取壊し処分工

既存コンクリート等既存構造物の取壊し・撤去処分の追加等による増額

仮設工他

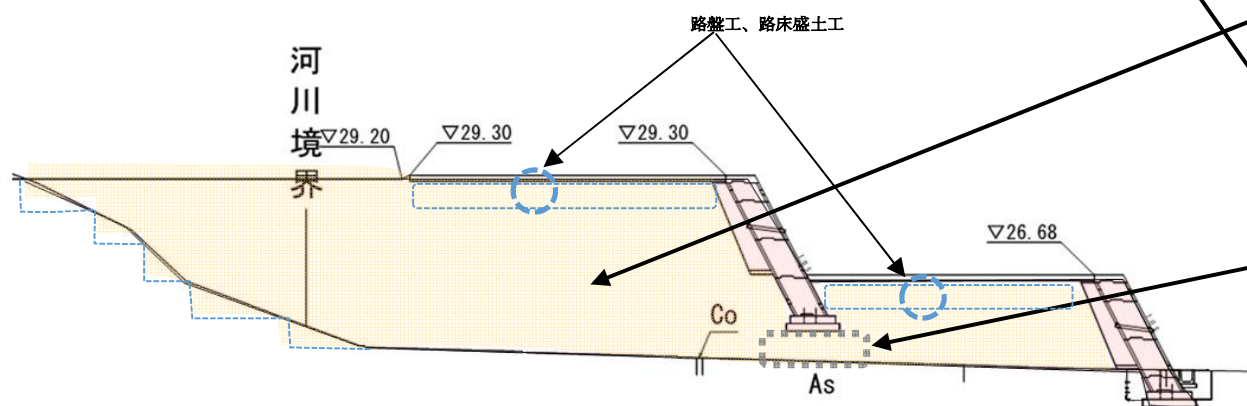
道の駅かつら入り口付近の進入通路の拡幅整備・ふれあい広場砕石舗装の整備・案内看板の設置等の追加による増額

盛土関係

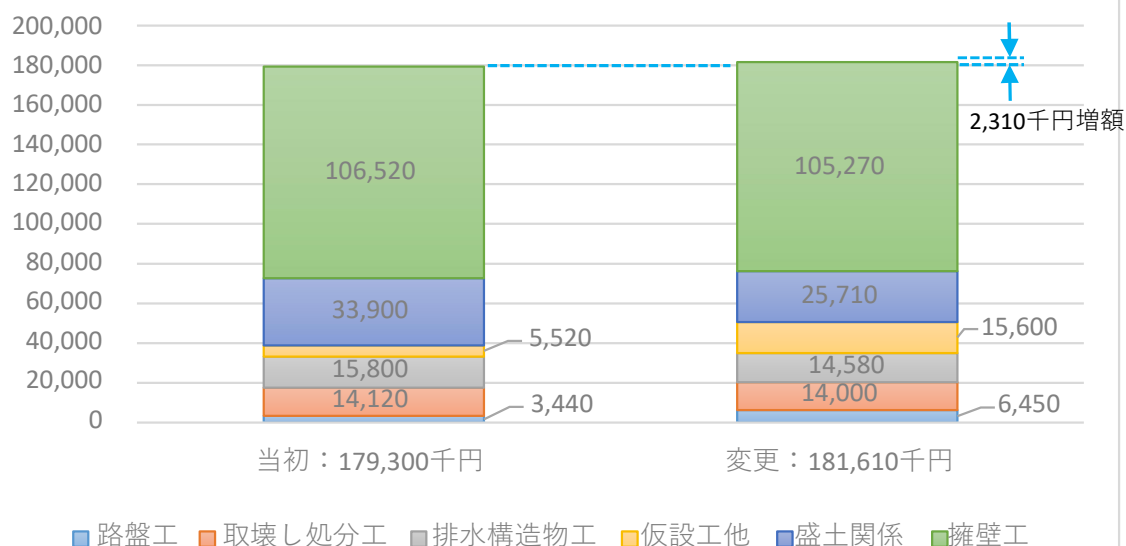
流用土受入れに際しての整形作業・土の機械混合・流用土の運搬・路床盛土工等の追加による増額

擁壁工

土の機械混合・L型擁壁等の追加による増額



工事変更請負契約の内訳について



工事変更請負契約の内訳について

内訳概算額（単位 千円）

項 目	当初	変更	差
擁壁工	106,520	105,270	-1,250
盛土関係	33,900	25,710	-8,190
仮設工他	5,520	15,600	10,080
排水構造物工	15,800	14,580	-1,220
取壊し処分工	14,120	14,000	-120
路盤工	3,440	6,450	3,010
計	179,300	181,610	2,310

※内訳概算額（単位 千円）

議案第 37 号

令和 7 年度城里町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度城里町の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 50,406 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,339,406 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 6 月 3 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 7 年 月 日

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		2,025,491	31,814	2,057,305
	1. 国庫負担金	764,200	44,412	808,612
	2. 国庫補助金	1,257,611	△ 12,598	1,245,013
17. 県支出金		617,678	13,992	631,670
	2. 県補助金	171,845	13,566	185,411
	3. 委託金	82,911	426	83,337
20. 繰入金		994,238	3,799	998,037
	2. 基金繰入金	994,237	3,799	998,036
22. 諸収入		133,474	801	134,275
	5. 雑収入	122,830	801	123,631
歳入合計		13,289,000	50,406	13,339,406

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総 務 費		1,665,804	1,748	1,667,552
	1. 総 務 管 理 費	1,336,224	1,190	1,337,414
	4. 選 挙 費	72,169	558	72,727
4. 衛 生 費		733,422	44,412	777,834
	1. 保 健 衛 生 費	311,756	44,412	356,168
6. 商 工 費		2,454,516	387	2,454,903
	1. 商 工 費	2,454,516	387	2,454,903
7. 土 木 費		2,357,844	128	2,357,972
	4. 都 市 計 画 費	582,266	128	582,394
8. 消 防 費		529,943	2,737	532,680
	1. 消 防 費	529,943	2,737	532,680
9. 教 育 費		1,118,964	994	1,119,958
	1. 教 育 総 務 費	240,495	994	241,489
歳 出	合 計	13,289,000	50,406	13,339,406

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
健康増進施設指定管理料	令和7年度から令和12年度まで	290,000
七会町民センター指定管理料	令和7年度から令和12年度まで	120,400
総合野外活動センター指定管理料	令和7年度から令和8年度まで	8,400

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括 歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金	2,025,491	31,814	2,057,305
17. 県支出金	617,678	13,992	631,670
20. 繰入金	994,238	3,799	998,037
22. 諸収入	133,474	801	134,275
歳入合計	13,289,000	50,406	13,339,406

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2. 総 務 費	1,665,804	1,748	1,667,552	426			1,322	
4. 衛 生 費	733,422	44,412	777,834	44,412				
6. 商 工 費	2,454,516	387	2,454,903				387	
7. 土 木 費	2,357,844	128	2,357,972				128	
8. 消 防 費	529,943	2,737	532,680	968		801	968	
9. 教 育 費	1,118,964	994	1,119,958				994	
歳 出 合 計	13,289,000	50,406	13,339,406	45,806		801	3,799	

2. 歳 入

(款) 16. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

(単位 千円)

目	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2. 衛生費国庫負担金	382	44,412	44,794	1. 保健衛生費負担金	44,412	新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害救済給付費負担金
計	764,200	44,412	808,612			

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

4. 土木費国庫補助金	265,618	968	266,586	1. 土 木 費 補 助 金	968	防災安全交付金（防災安全）
5. 教育費国庫補助金	14,620	△13,566	1,054	1. 教 育 費 補 助 金	△13,566	公立学校情報機器整備費補助金
計	1,257,611	△12,598	1,245,013			

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

7. 教育費県補助金	2,868	13,566	16,434	2. 教 育 費 補 助 金	13,566	公立学校情報機器整備事業補助金
計	171,845	13,566	185,411			

(款) 17. 県支出金

(項) 3. 委託金

1. 総 務 費 委 託 金	80,445	426	80,871	4. 選 挙 費 委 託 金	426	県知事選挙費委託金 208
						参議院議員選挙費委託金 218
計	82,911	426	83,337			

(款) 20. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	647,000	3,799	650,799	1. 財政調整基金繰入金	3,799	財政調整基金繰入金
計	994,237	3,799	998,036			

(款) 22. 諸収入

(項) 5. 雑入

8. 雑 入	56,505	801	57,306	2. 消防団員退職報償金等受入金	801	消防団員退職報償金
計	122,830	801	123,631			

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
6.庁舎管理費	41,620	990	42,610				990	10.需用費	990	修繕料
7.企 画 費	267,205	200	267,405				200	12.委託料	200	登記委託
計	1,336,224	1,190	1,337,414				1,190			

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

2.参議院議員選挙費	20,486	218	20,704	218				1.報 酬	218	選挙執行報酬
3.県知事選挙 費	17,948	208	18,156	208				1.報 酬	208	選挙執行報酬
4.町議会議員選挙費	32,271	132	32,403				132	1.報 酬	132	選挙執行報酬
計	72,169	558	72,727	426			132			

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

2.予 防 費	38,328	44,412	82,740	44,412				19.扶助費	44,412	予防接種健康被害医療支援費
計	311,756	44,412	356,168	44,412						

(款) 6. 商工費

(項) 1. 商工費

3.観 光 費	24,840	256	25,096				256	12.委託料	199	商標登録出願委託
								13.使用料及び賃借料	12	国有林賃借料
								21.補償、補填及び賠償金	45	補償金 立木補償費
4.観光施設費	2,285,505	131	2,285,636				131	12.委託料	131	管理業務委託
計	2,454,516	387	2,454,903				387			

(款) 7. 土木費

(項) 4. 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1.都市計画 総 務 費	28,944	128	29,072				128	1.報 酬	128	都市計画審議会委員
計	582,266	128	582,394				128			

(款) 8. 消防費

(項) 1. 消防費

1. 非常備消防費	438,965	801	439,766			801		7. 報償費	801	報償金 消防団員退職報償金
4. 災害対策費	35,085	1,936	37,021	968			968	12. 委託料	1,936	災害ハザードマップ作成業務委託
計	529,943	2,737	532,680	968		801	968			

(款) 9. 教育費

(項) 1. 教育総務費

2. 事務局費	239,065	994	240,059				994	18. 負担金、補助及び交付金	994	補助金 水戸桜ノ牧高校常北校後援会補助
計	240,495	994	241,489				994			

補正予算給与費明細書

1. 特別職

(単位 千円)

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	長 等	3		24,132	11,422	35,554	6,288	41,842	
	議 員	14	46,524		15,382	61,906	12,412	74,318	
	その他の 特 別 職	1,314	49,074			49,074		49,074	
	計	1,331	95,598	24,132	26,804	146,534	18,700	165,234	
補正前	長 等	3		24,132	11,422	35,554	6,288	41,842	
	議 員	14	46,524		15,382	61,906	12,412	74,318	
	その他の 特 別 職	1,302	48,388			48,388		48,388	
	計	1,319	94,912	24,132	26,804	145,848	18,700	164,548	
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の 特 別 職	12	686			686		686	
	計	12	686			686		686	

令和7年度 城里町
一般会計補正予算（第1号）
予算の概要

(課局名 総務課)

(単位 千円)

通し 番号	事 務 事 業 名	新規 区分	事 務 事 業 内 容 等	事 業 費	頁	備 考
1	本庁舎施設管理修繕事業	○	故障した本庁舎内電話基板の修繕及び本庁舎の夜間警備が機械警備並びにコールセンター対応となったことに伴い、夜間来庁者に対応するため職員通用口横にコールセンターへ通話可能な機器設置を行う。	990	7	
2	消防団員退職報償金		令和7年3月31日付で退団した消防団員に対し、条例の規定に基づき支給する退職報償金について、予算に不足が生じるため補正を行う。	801	8	雑入 801
3	災害ハザードマップ作成事業	○	洪水想定区域が見直されたことにより、ハザードマップを更新し町内全戸に配布する。	1,936	8	土木費国庫補助金 968

(課局名 健康福祉課)

(単位 千円)

通し 番号	事 務 事 業 名	新規 区分	事 務 事 業 内 容 等	事 業 費	頁	備 考
4	予防接種健康被害救済事業	○	新型コロナワクチン接種後、健康被害が生じたことによる予防接種健康被害救済制度の認定が国によりなされたことをうけて、申請者に給付金の支給を行う。	44,412	7	衛生費国庫負担金 44,412 ・死亡一時金 44,200 ・葬祭料 212

(課局名 教育委員会事務局)

(単位 千円)

通し 番号	事 務 事 業 名	新規 区分	事 務 事 業 内 容 等	事 業 費	頁	備 考
5	水戸桜ノ牧高校常北校後援会補助		水戸桜ノ牧高校常北校の入学者数の増加を目的として、同校後援会が実施する水戸市内中学校等への広報事業、及び給食費補助事業(90円／人)に対して、後援会への補助を行う。	994	8	・広報事業分 454 ・給食費補助分 540

令和 7 年度城里町一般会計補正予算（第 1 号）
第 2 表 債務負担行為補正説明資料

（単位：千円）

No.	課局名	事 項	期 間	限 度 額 丸め：10万円 以下切上	限 度 額	年度別内訳				契約予定期間	《参考》 令和7年度 当初予算額
						令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降		
1	まちづくり 戦略課	健康増進施設指定管理料	令和7年度から令和12年度まで	290,000	290,000	0	58,000	58,000	174,000	R8. 4. 1～R13. 3. 31 (5 年間)	58,000
2	まちづくり 戦略課	七会町民センター指定管理料	令和7年度から令和12年度まで	120,400	120,370	0	24,074	24,074	72,222	R8. 4. 1～R13. 3. 31 (5 年間)	24,074
3	まちづくり 戦略課	総合野外活動センター指定管理料	令和7年度から令和8年度まで	8,400	8,400	0	8,400	0	0	R8. 4. 1～R13. 3. 31 (5 年間)	8,400
合 計				418,800	418,770	0	90,474	82,074	246,222		90,474

予防接種健康被害救済事業について

【補正予算額】 歳出 44,412 千円（予防接種健康被害医療支援費）

歳入 44,412 千円（新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害救済給付費負担金）

健康被害対象者の概要

- 対象者 60 歳代 男性
- 認定給付区分 死亡一時金、葬祭料
- 認定疾病名 突然死
- 経過及び内容

月 日	経過及び内容
令和5年 11 月 10 日	対象者が令和 4 年に 3 回目の新型コロナワクチンを接種しその翌日に亡くなった。ご家族から、前日に接種したワクチンが影響していると思われるので健康被害者救済制度について相談を受けた。
令和 6 年 3 月 1 8 日	城里町予防接種健康被害調査委員会の開催。 城里町予防接種健康被害調査委員会規程（平成 17 年 2 月 1 日訓令第 54 号）により、城里町 1 人、茨城県中央保健所 1 人、県央医師会 3 人の 5 人による審議を実施。審議の結果、複数医師が因果関係を否定する根拠を見だし得ないとし、町は請求書類及び調査委員会議事録等を茨城県に進達し茨城県から厚生労働省に進達する。
令和 7 年 2 月 21 日	茨城県知事より厚生労働省からの認定に係る審査結果を受けとり、ご家族に認定結果を伝える。
現在	救済給付に向けて準備中

（１）救済制度について

予防接種後の副反応による健康被害については、極めてまれではあるものの不可避免的に生じるものであることから、接種に係る過失の有無に関わらず迅速に救済することとしている。新型コロナワクチン特例臨時は、予防接種法第 6 条第 3 項の予防接種とみなして同法の規定を適用し行われるものである。このことから、同法第 15 条の規程に基づき、市町村長は新型コロナワクチンを接種したことにより健康被害が生じたと厚生労働大臣が認めた者について、救済給付を行う。また、救済給付に係る費用は、国が負担する。

（２）給付手続きの流れ

請求者は、給付の種類に応じて必要な書類を揃えて市町村に請求する。請求を受理した市町村は、市町村長が設置する予防接種健康被害調査委員会において請求された事例について医学的見地から調査を実施する。

その後、市町村に提出された請求書類と予防接種健康被害調査委員会が調査した資料を、市町村は都道府県に進達し、都道府県は厚生労働省に進達する。厚生労働省（厚生労働大臣）は、進達された請求について、疾病・障害認定審査会に諮問し認否等についての答申を受け、都道府県を通じて市町村に通知する。

(3) 請求に必要な書類

- | | | |
|-----------|------------|---------------|
| ・死亡一時金請求書 | ・葬祭料請求書 | ・死亡診断書、死体検案書等 |
| ・埋葬許可証等 | ・接種済証 | ・診療録等 |
| ・住民票 | ・戸籍謄本、保険証等 | ・予診票 |
| ・副反応疑い報告書 | ・被接種者経過概要 | ・調査委員会報告書 |

※参考 予防接種法（抜粋）

（臨時に行う予防接種）

第六条 都道府県知事は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する疾病のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、都道府県知事に対し、又は都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。

3 厚生労働大臣は、A類疾病のうち当該疾病の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものとして厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、都道府県知事に対し、又は都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。

4 市町村長が前二項の規定による予防接種を行う場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

（健康被害の救済措置）

第十五条 市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第十七条に定めるところにより、給付を行う。

2 厚生労働大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。